

山武市成東学童クラブ指定管理者の候補者の選定に係る審査結果

1 主な経過

令和2年 8月11日 第1回公の施設指定管理者選定委員会（募集要項等の決定）

令和2年 8月18日 申請受付開始

令和2年 9月25日 申請受付終了

令和2年 10月14日 第2回公の施設指定管理者選定委員会（指定管理者の候補者の選定に係る審査）

2 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（予定）

3 申請者

NPO法人ひだまり

A者

4 審査方法

山武市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により提出のあった申請書等について、同条例第4条の規定による選定基準に照らし総合的に審査を行いました。

5 評価結果

公の施設指定管理者選定委員会委員7名による評価結果は、以下のとおりです。

選定基準	配点	NPO法人ひだまり
1. 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。（同条例第4条第1号）	25点×7人 175	140.00
2. 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。（同条例第4条第2号）	25点×7人 175	138.75

3. 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (同条例第4条第3号)	20点×7人	140	100.00
4. 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (同条例第4条第4号)	20点×7人	140	113.33
5. その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。 (同条例第4条第6号)	10点×7人	70	55.00
総合計得点 (700点満点)			547.08
平均得点			78.15

選定基準	配点		A者
1. 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。 (同条例第4条第1号)	25点×7人	175	142.50
2. 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (同条例第4条第2号)	25点×7人	175	137.50
3. 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (同条例第4条第3号)	20点×7人	140	93.00
4. 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (同条例第4条第4号)	20点×7人	140	114.68
5. その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。 (同条例第4条第6号)	10点×7人	70	51.00
総合計得点 (700点満点)			538.68
平均得点			76.95

6 審査結果

①指定管理者の候補者として選定する団体

NPO法人ひだまり

②選定理由

選定基準に基づき評価し、総合的に審査した結果、当該団体が指定管理者の候補者として最も適当であると判断しました。